

市県民税及び所得税確定申告が始まります!!!

申告の準備はお済みですか?!

平成21年分の所得に対する市県民税・所得税の申告が始まります。
あらかじめ必要な書類等を準備して、早めに申告をおこなってください。

市県民税等の申告に必要なもの

①印鑑（認め）

②平成21年中の収入を証明する書類

（資料が不足している場合、受付ができない場合があります）

- ・給与収入・公的年金収入のある方は「源泉徴収票」（会社や日本年金機構から送付されます）
- ・営業所得・農業所得・不動産所得のある方は、収入金額と必要経費をまとめた「収支内訳書・帳簿等」

★注意★

平成21年中に受け取った、生命保険金・損害保険金満期金等（一時所得）や、個人年金（雑所得）についても申告が必要です。支払明細書等は大切に保管し、申告の際ご持参ください。

※支払明細書は、契約された保険会社等より送付されます。

③控除に関する資料

- ・医療費控除を受ける方は、平成21年中に支払った「医療費の領収書、保険（高額医療費・入院給付金）等で補填された金額の明細書」（医療費控除は、高額医療費等の支給とは違い、控除として計算するものです。また「医療費のお知らせ」は領収書にあたりません）
- ・生命保険料控除、地震保険料控除（旧長期損害保険料）のある方は「支払保険料の控除証明書」
- ・その他控除を受けられる場合は、控除に必要な領収書又は証明書

※国民年金について

平成21年中に支払った国民年金保険料は「社会保険料控除」の対象になります。
日本年金機構から国民年金保険料控除証明書が送付されますので、申告の際にご持参ください。

【年金等に関する問合せ】日本年金機構 佐賀年金事務所 ☎31-4191

【控除証明書専用ダイヤル】☎0570-070-117

1月1日から社会保険庁は「日本年金機構」として生まれ変わり、社会保険事務所は「年金事務所」となりました。



【夜間納税相談】

2月12日(金)、
25日(木)

17:30~20:00

場所 小城庁舎1階
税務課

【問合せ】

税務課（小城庁舎）

☎73-8810

☎73-8801

納期限を守りましょう！

3月1日(月) 納期限 ・ 固定資産税 4期 ・ 国民健康保険税 9期